

令和 8 年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（広域連携推進分）
交付要綱

（趣旨）

第 1 県は、青森県地域医療構想に基づき、地域医療構想調整会議において合意が得られた複数医療機関が関わる病床機能分化・連携に係る計画や方針を踏まえ、病床機能の転換・病床数の減少・複数医療機関の再編について具体的取組を進めていくことを目的として地域医療連携推進法人及び地域医療連携推進法人以外の既存の枠組み（以下「地域医療連携推進法人等」という。）又は地域医療連携推進法人の立上げに向けた取組を行う医療機関が実施する地域医療連携推進法人の立上げ等に要する経費について、令和 8 年度の予算の範囲内において、地域医療連携推進法人等及び地域医療連携推進法人の立上げに向けた取組を行う医療機関（以下「補助事業者」という。）に対し、青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（広域連携推進分）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和 45 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第 2 補助金の交付の対象となる事業者は、以下の者とする。

- （1）地域医療連携推進法人の設立日から起算して 3 年未満で、かつ、青森県知事の認定を受けている地域医療連携推進法人
- （2）地域医療連携推進法人以外の既存の枠組み（広域連合・一部事務組合等）により広域連携の取組を行う青森県に所在する複数の医療機関の代表
- （3）新たな地域医療連携推進法人の立上げに向けた取組を行う青森県に所在する複数の医療機関の代表

（補助対象経費及び補助金の額）

第 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の第 1 欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表第 2 欄に定める基準額又は補助対象経費の実支出額のいずれか低い額を選定し、当該選定された額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額に同表第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ただし、本補助金の対象期間は、地域医療連携推進法人の設立前後の期間における 3 年間又は地域医療連携推進法人等の拡充（新たな医療機関の加入）に取り組む 3 年間を上限とする。

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
地域医療連携推進法人の立上げや地域医療連携推進法人等の拡充に要する会議費、法人事務局経費及び共同研修に係る経費であって次に掲げる経費 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料	2, 0 0 0 千円	2分の1

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) 歳入歳出予算書の抄本(補助事業の収支予算額を備考欄等に記載すること。)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更(補助金の額の増額を伴わない経費の20パーセント以内の変更その他知事が認める軽微な変更を除く。)をする場合において、事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合において、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合において、仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに知事に報告するとともに、知事が別に定めるところにより、当該消費税等仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年4月9日のいずれか早い日までに事業完了（廃止）実績報告書（第7号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金所要額精算書（第8号様式）
- (2) 事業実績報告書（第9号様式）
- (3) 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (4) 契約書等の写し
- (5) 検収調書等の写し
- (6) 支払証拠書類（支払伝票等支出の内容を証明できるもの）の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9 知事は、第8に定める実績報告を受けた場合においては、書類審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容（第5第1号又は第2号の規定に基づく承認をした場合においては、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10 補助金の請求は、第9の通知を受けた場合、請求書（第10号様式）を知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。